

Title	家庭内暴力加害者への対策：治療プログラムを中心に
Author(s)	金, ジャンディ
Citation	阪大法学. 2015, 64(6), p. 103-129
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71559
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

家庭内暴力加害者への対策

——治療プログラムを中心に——

金
ジ
ヤ
ン
デ
イ

- 一 はじめに
- 二 日本における加害者への対策
 - (一) 家庭内暴力加害者への取組の必要性
 - (二) 日本の加害者対策
- 三 諸外国における家庭内暴力加害者に対する取組
 - (一) 韓国
 - (二) アメリカ合衆国
- 四 日本の加害者対策のあり方について
 - (一) 家庭内暴力加害者に対する伝統的刑事制裁
 - (二) 新たな刑事制裁としての加害者対策
- 五 おわりに

筆者は、これまで家庭内暴力の実態、配偶者暴力・児童虐待被害者の保護・支援、暴力の防止等について研究し、特に被害者の保護に焦点を当ててきた。被害者保護に焦点を当てる傾向は、他の論稿にも見受けられる。しかし、暴力の反復を防止し、新たな被害が生じることを予防するためには、暴力行為者の暴力をやめさせることが不可欠であろう。

そこで本稿では、まず日本の家庭内暴力加害者に対する取組について考察し、課題を明らかにする。次に、日本に近似した法体系・法制度をもつ韓国の相談条件付起訴猶予制度と家庭内暴力を家庭保護事件として処理する制度等について検討する。また、早くから加害者プログラムが実施され、その効果の検証に関する研究が蓄積されているアメリカ合衆国の制度についても分析する。最後に、上記の検討結果に基づいて、日本の家庭内暴力の加害者対策について論じる。

二 日本における加害者への対策

(一) 家庭内暴力加害者への取組の必要性

日本においてはかつて私的領域における国家の介入を忌避する傾向があったが、家庭内暴力が深刻化し社会問題となったことにより積極的な取組が求められるようになった。当該問題に関する従来の議論は、家庭内という私的領域への法的介入の是非や被害者に対する救済・支援などが中心であり、加害者への対策については十分に検討されてこなかった。⁽¹⁾しかし、家庭内暴力はエスカレートしたり、繰り返し発生する傾向にあるため、加害者の暴力行

為をやめさせる対策を講じない限り、家庭内暴力の根絶は難しいだろう。暴力を抑止するため、加害者に短期自由刑などの刑罰を科すことは、暴力の抑止の効果よりむしろ、副作用が生じる恐れもある。⁽²⁾したがって、暴力をやめさせるためには、加害者にとって家庭内暴力がどのような行為であるかを理解させ、改善指導をすることが効果的であろう。⁽³⁾すなわち、家庭内暴力の関連対策を講じる際には、被害者支援とともに加害者対策を立てることが不可欠であると考えられる。さらに、家庭内暴力被害者の中には、暴力を受けたにもかかわらず、加害者との親密関係、社会的・経済的依存関係により加害者との関係継続や家族関係の修復を望んだり、加害者のもとに帰りたがる場合もあり、離れて自立しようとする場合であっても、加害者につきまとわれるケースが多いため、加害者を矯正させない限り被害者は新たな被害を受ける恐れがある。そして、被害者が加害者と絶縁した場合であっても、暴力を振るった加害者がそのままであることは、別の者が新たな被害者となる可能性があることを意味する。⁽⁴⁾したがって、家庭内暴力の対策には被害者の保護・支援とともに加害者対策が重要である。

(二) 日本の加害者対策

歴史的にみて、人々が犯罪予防に関心をもたなかった時代はないといえよう。現在まで、国家の重要な任務の一つは犯罪を予防し、公共の秩序を維持することであった。公的機関、特に刑事司法機関は犯罪予防について基本的には事後予防⁽⁵⁾を目的としており、犯人の検挙、犯罪者の処罰・処遇を通じて再犯予防を目指してきた。しかし、現在までの家庭内暴力の再犯予防対策は、不十分であると考えられる。日本の配偶者暴力防止法は、加害者への対策について「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究の促進に努めるものとする」と言及があるだけで、加害者対策について具体的に定めていない。本章では、

日本の家庭内暴力加害者の対策を①警察段階、②矯正段階、③更生保護段階に分けて検討する。

1 警察段階における加害者対策

現在日本では、警察による家庭内暴力加害者への義務的な対応については規定されていない。配偶者暴力防止法第八条では、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるとき、警察は、警察法、警察官職務執行法その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努力しなければならないと定められている。このように警察官による被害の防止義務は、努力義務にとどまっている。この理由について、配偶者からの暴力がデリケートな問題であるとともに個別事案ごとに適切な判断をしなければならないため、現場の警察官に裁量を縛らないようにすることが妥当であると主張する意見もある。⁽⁶⁾ 家庭内暴力は、反復・エスカレートする傾向があるため、警察などによる被害者保護、加害者の暴力再発防止などの早期措置が重要である。ところが、現在の法律・制度では、警察にこのような権限を与えていない。家庭内暴力は被害者と加害者が家族関係であることから、他の犯罪とは異なる性格をもっており、暴力を防止するための強力な加害者処罰が必ずしも被害者の利益につながるわけではない。しかし、適切な早期対応が行われない場合、暴力がエスカレートし、傷害・殺人にまで発展する恐れがあるため、両者のバランスを考慮した慎重な検討が求められる。たとえば、被害者を保護し、警察の恣意的な判断を防ぐため、具体的な基準を定め、それを満たす場合、加害者に退去命令を下す権限を与えることも考えられる。

2 矯正段階における加害者対策

現在の矯正施設においては、家庭内暴力の加害者のみに限定した矯正・教育プログラムは実施されていない。⁽⁷⁾ ただし、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下では「刑事収容施設法」と表記する）⁽⁸⁾ 第一〇三条は、

刑務作業に加えて、改善指導を義務付けている。同条が定める改善指導とは、①薬物に対する依存があること、②暴力団員であること、③その他法務省令で定める事情があることにより、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対する指導である。さらに改善指導には、一般指導と特別改善指導があり、一般指導はすべての受刑者を対象としている。特別改善指導は、①薬物依存離脱指導、②暴力団離脱指導、③性犯罪再犯防止指導、④被害者の視点を取り入れた教育、⑤交通安全指導、⑥就労支援指導の六類型が、矯正局長の定める標準プログラムに基づき実施されている⁽⁹⁾。家庭内暴力の加害者が特別改善指導の対象となる場合は、改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められた場合であり、状況に応じて、薬物依存離脱指導、性犯罪再犯防止指導、被害者の視点を取り入れた教育などを受講することができる⁽⁹⁾と考えられる。一方、家庭内暴力の加害者が一般改善指導の対象となる場合は、講話、面接、相談、助言その他の方法により、被害者感情理解指導、行動適正化指導、社会復帰支援指導、対人関係円滑化指導などを受ける可能性があると考えられる。しかし、この場合であっても、対象者の特性に応じた個別的・特別な配慮が存在するわけではなく、従来どおり作業を中心とした矯正処遇が行われている⁽¹⁰⁾とされている。

3 更生保護段階における加害者対策

更生保護の分野においては、家庭内暴力の特性に配慮した類型別処遇が実施されている。類型別処遇は、保護観察対象者の問題性その他の特性を、その犯罪の態様などによって類型化して把握し、類型ごとに共通する問題性などに焦点を当てた効率的な処遇である。保護観察類型別処遇制度は、一九九〇年から実施されており、短期保護観察を除く全ての対象者が類型認定されることになっている⁽¹¹⁾。同制度は全部で一〇の類型を定めていたが、二〇〇三年に全面改正され、問題飲酒や高齢（六五歳以上）、ギャンブル等依存などの新たな類型が加えられた⁽¹²⁾。さらに、

同改正により、家庭内暴力対象者の認定基準及び処遇方針等は大きく変更され、改正前は「青少年による親への暴力」だけに焦点が当てられていたが、時代の要請に合わせるため「児童虐待」及び「配偶者に対する暴力行為」など家庭内で生じる暴力全般を含むように改正された。

また、類型区分別の処遇方法に関してマニュアルが作成されており、例えば、配偶者暴力加害者に対しては、①対象者本人を受容・理解し、治療のための信頼関係を樹立する、②暴力を禁止する、③言葉による感情表現力を身に付けさせることなど、暴力的行為の回避・改善に努めさせる、④男女関係・夫婦の役割関係等に関する価値観の変容を図る、⑤配偶者との関係の見直しについて考えさせる、⑥被害者等の安全を確保するなどの処遇方針が示されている⁽¹³⁾。しかしながら、このような処遇方法が現場においてはあまり役に立たないという指摘があり、保護観察類型別処遇をより専門化、充実強化するものとして、二〇〇八年から「専門的処遇プログラム」が導入された⁽¹⁴⁾。同プログラムは、ある種の犯罪的傾向を有する保護観察対象者に対して、その傾向を改善させ、再犯を予防するため、心理学等の専門的知識に基づき、認知行動療法⁽¹⁵⁾を理論的規範として開発された処遇であり、性犯罪者処遇プログラム、覚せい剤事犯者処遇プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラムの四種がある⁽¹⁶⁾。特に、暴力防止プログラムについては、家庭内暴力の加害者に適用可能となっている。ところが、保護観察対象者のうち、家庭内暴力の加害者の実態に関しては詳細に調査されていない⁽¹⁷⁾。したがって、これらのプログラムが家庭内暴力加害者の更生、問題解決にどれほど効果をあげているかについて、本格的な実態調査を行う必要性が指摘されている⁽¹⁸⁾。このような実態調査とその分析により、加害者対策の方向性や実効性が与えられると考える。

三 諸外国における家庭内暴力加害者に対する取組

(一) 韓国

韓国の家庭内暴力犯罪の処罰に関する特例法（以下では「家庭内暴力処罰法」と表記する）は、「家庭内暴力を犯した者に対して：（中略）保護処分をすることによって家庭内暴力で破壊された家庭の平和と安定を回復し、健康な家庭を育成し、被害者と家族構成員の人権を保護すること」を目的としている（第一条）。また同法は、検察と裁判所は家庭内暴力事件の性質・動機及び結果、行為者の性向などを考慮して家庭保護事件として処理し（第九条）第一二条）、裁判所が家庭内暴力加害者に対する保護処分をすることができることを定めている（第四〇条）。同法には、その他警察などの関係者による取組について定めている。以下では、同法に基づいた家庭内暴力加害者に対する警察、検察、裁判所の取組について検討する。

1 警察の取組

(1) 緊急措置及び臨時措置

進行中の家庭内暴力に関して申告を受けた司法警察は即時現場に急行し、①暴力行為の制止、家庭内暴力行為者・被害者の分離及び犯罪の捜査を行い、②被害者を家庭内暴力に関わる相談所又は保護施設に引渡し（被害者が同意した場合に限る）、③緊急治療が必要な被害者を医療機関に引渡し、④暴力行為が再発する可能性がある場合、加害者に臨時措置を申請することができる旨を通知しなければならない。

捜査段階の臨時措置手続きは、検事が司法警察の申請又は職権により裁判所に請求し、裁判官が決定する。臨時措置の種類は、①被害者又は家族構成員の住居又は占有する居室からの退居などの隔離、②被害者又は家族構成員

の住居又は職場などに対する一〇〇メートル以内の接近禁止、③被害者又は家族構成員に対する「電気通信基本法」第二条第一号の電気通信を利用した接近の禁止、④加害者を医療機関やその他の療養所へ委託すること、⑤加害者を留置場又は拘置所に留置することなどがある。

(2) 緊急臨時措置

この制度は、裁判所の臨時措置決定まで時間がかかることをうけて、早期対応の困難性を改善するため、緊急の場合に警察が職権による緊急臨時措置をとる権限が二〇一一年七月二五日「家庭内暴力処罰法」の改正によって認められたものである。司法警察は緊急措置をしたにもかかわらず、家庭内暴力が再発する恐れがあり、緊急を要し裁判所の臨時措置決定を受けることができない場合は、職権又は被害者及びその法廷代理人の申請によって、①被害者又は家族構成員の住居又は占有する居室からの退居などの隔離、②被害者又は家族構成員の住居又は職場などに対する一〇〇メートル以内の接近禁止、③被害者又は家族構成員に対する「電気通信基本法」第二条第一号の電気通信を利用した接近禁止措置をすることができる。緊急臨時措置を行った後、警察は検事に遅滞なく措置事実を報告し、検事は四八時間以内に裁判所に臨時措置を請求する。緊急臨時措置権が警察に認められたこと¹⁹⁾によって、警察の早期対応の活動幅が広がったとされている。

(3) 家庭内暴力専担警察

日本と同様に、韓国においても家庭内暴力は私的な問題として扱われてきた。例えば、家庭内暴力の申告があれば、警察は即時現場に急行し、必要な措置をしなければならないが、現場に向うことを躊躇したり、現場に到着してもきちんと調査せず、被害者を非難する場合もあった。このような問題を解決するために、警察は「家庭内暴力専担警察制度」を施行するようになった。家庭暴力専担警察（以下では「専担警察」と表記する）は、治安需要が

多い地域の警察署に一名配置されており、全国で計一三八名が配置されている。また、家庭内暴力の被害者の大部分が女性であることを考慮し、専担警察はすべて女性警察官で構成されており、内訳としては主に、過去に家庭内暴力に関する業務を担当した勤務経験者（七三名（五二・九パーセント））、家庭内暴力対応専門教育の修了者（二六名（一八・八パーセント））、心理相談資格証の取得者（一二名（八・七パーセント））が占めている。

専担警察は、家庭内暴力の被害者に対する保護・支援業務とともに家庭内暴力が発生した家庭に対する持続的な事後モニタリングを実施し、再発を予防する業務を担当する。また、二〇一四年三月から各警察署の専担警察を中心に地域のカウンセラー・医者・弁護士など民間専門家と自治体が一緒に参加する「家庭内暴力解決チーム（Solution Team）」を構成し、支援が必要な家庭を選別し、総合的かつ体系的な支援方法を講じるなど地域社会内の家庭内暴力の問題を解決する「コントロールタワー（Control Tower）」の役割を担っている。さらに、家庭内暴力対応教育チームも構成し、現場警察を対象とする職務教育を実施し、家庭内暴力事件に関する早期対応のチェックと不十分な部分に関するアドバイスをする役割を当該チームが担っている⁽²⁰⁾。また、家庭内暴力事件に対しては立件を原則にし、検察に送致する際、積極的に警察の意見を開陳するなどの努力をしている。しかし、このような制度が実際にどれほど実現されているかに関する研究は十分に行われていない。

2 検察の取組

検察は、警察が送致した事件の性格に応じて①刑事事件として起訴すること⁽²¹⁾、②家庭保護事件として裁判所に送致すること、③不起訴処分を下すことなどができる⁽²²⁾。検察は、公判前ダイバージョンの形態として相談付起訴猶予制度を二〇〇三年に導入した。この制度を導入した理由は、家庭内暴力加害者が着実に相談を受けることを条件として起訴猶予処分を下し、家庭内暴力防止に積極的に取組み、家庭内暴力を予防し、健全な家庭を育成するため

〔表 1〕 家庭内暴力と相談条件付起訴猶予処分者の再犯率

年 度	2007	2008	2009	2010	2011	2012
家庭内暴力の再犯率 (%)	—	7.9	—	20.3	32.9	32.2
相談条件付起訴猶予処分者の再犯率 (%)	12.4	11.2	11.3	15.3	15.6	8.9

ある。同制度の対象事件は、軽微な家庭内暴力事件に限られる。深刻な家庭内暴力事件（例えば、傷害が発生したり、凶器などを所持した状態で発生した暴力など）は原則として対象から除外される⁽²³⁾。ただし、被害者の意思を尊重しなければならないため、深刻な家庭内暴力の場合においても、被害者が家庭維持の意思を表明した場合、検事は相談条件付起訴猶予の処分をする可能性が高い⁽²⁴⁾。検事は、被害者の意思を尊重し、その意思に基づいて判断するが、必ずしもその意思に拘束されるとは限らない⁽²⁵⁾。相談条件付起訴猶予制度は、不処分比率が高く、保護処分の決定まで長時間かかるなど裁判所の消極的な対応の改善を目的として発足した。同制度の適用を受けた者は、二〇〇七年に一七七名、二〇〇八年に四八八名、二〇〇九年に三七九名、二〇一〇年に二一六名である⁽²⁶⁾。

起訴猶予制度の一環として行われるカウンセリングは民間相談所に委託され、カウンセリングの時間は加害者の再犯可能性、暴力の程度、本人の態度及び相談所と検察官の意見によって決まる⁽²⁷⁾。カウンセリング方法としては、警察官が被害者の同意を得て、加害者と被害者が共に参加する方法で行われる場合が多いと報告されている⁽²⁸⁾。カウンセリングの効果について、大邱地方検察庁の場合、家庭内暴力が再発した事案は、四三件のうち二件であり、他の地方検察庁においても、再犯件数は二〇件のうち一から二件に留まっている⁽³⁰⁾。また、女性家族部の調査によると、カウンセリングを受けた加害者は、身体的暴力、精神的暴力、ストレス程度等の項目において肯定的な変化をもたらしたと報告されている⁽³¹⁾。相談条件付起訴猶予の処分を受けた同制度の施行効果については、再犯率が低い水準を維持し、ある程度効果があると考えられる。

「表1」⁽³²⁾でみられるように、再犯率について毎年調べられておらず正確な把握は難しいが、相談条件付起訴猶予処分を受けた者は、カウンセリングを受けなかった者と比べて低い再犯率を維持している。今後、相談条件付起訴猶予の効果について定期的な調査を通じて検証しなければならぬ。また、カウンセリングの内容、形式等によって得られる暴力改善効果が異なる場合、それについて分析し、明確なガイドラインをつくる課題があると考えられる。

3 裁判所の取組

裁判所に家庭内暴力事件を移管する場合、家庭保護事件又は刑事事件として処理される。家庭内暴力事件が起訴され、刑事事件として処理される場合、傷害罪、暴行罪、暴行致死傷罪などで処罰されるが、非常に深刻な傷害が発生していない場合は、殆どが罰金刑で処罰される。また、不起訴処分の場合は、起訴猶予が三分の一、公訴権なしが三分の二を占めている。⁽³⁴⁾

家庭保護事件として処理される事件は、家庭裁判所又は地方裁判所が管轄する。⁽³⁵⁾ 裁判所が家庭保護事件を調査・審理する場合には、医学・心理学・社会学・社会福祉学その他専門的知識を活用し、行為者・被害者その他家庭構成員の性向・経歴・家庭状況と家庭内暴力犯罪の動機・原因及び実体等を明らかにして家庭の平和・安定を回復し、被害者と家族構成員の人権を保護するという目的を達成するために適切な処分がなされるよう努力しなければならぬと定められている（韓国国家暴力処罰法第十九条）。「表2」⁽³⁶⁾は、最近一〇年間の家庭保護事件の状況である。二〇〇三年から減少傾向にあった総処罰件数が二〇〇六年に増加したのは、二〇〇五年の家庭暴力処罰法改正の影響ではないかと推測できる。なぜなら、「裁判官が家庭保護事件を審理した結果、被害者の告訴がなければ公訴を提起することができず、又は被害者の明示した意思に反して公訴を提起することができない家庭内暴力のみを対象とする家庭保護事件に対する告訴が取り消され、又は被害者が処罰を希望しない明示上の意思表示がある

〔表 2〕 家庭保護事件の申請・処理状況

	申 請	処 理	前年度に対する増減比率 (%)	
			申 請	処 理
2003	5944	5551	17.7	-10.5
2004	5387	5852	-9.4	5.4
2005	4553	4405	-15.5	-24.1
2006	4221	4792	-7.3	8.8
2007	4747	4550	12.5	5.1
2008	4865	5132	2.5	12.8
2009	4714	4822	-3.1	-6.0
2010	3251	3812	-30.9	-20.9
2011	3087	2971	-5.2	-22.1
2012	3801	3626	19	22

ときは、処分しないという決定をしなければならない」とする改正前の同法第三七条第一項が削除されたためであると考えられる。しかし、家庭保護事件として処理された事件の不処分率は約三〇パーセントで、全体の三分の一を占めている。⁽³⁷⁾ 家庭内暴力は反復したりエスカレートするなど潜在的危険性があるため、不処分決定をする際は慎重にしなければならぬ。したがって、不処分決定をした理由と不処分の割合が適当であるかなどに関する検討が十分に行われるべきであろう。

家庭保護事件に対する保護処分の種類は、接近行為制限、親権行使制限、社会奉仕・受講命令、保護観察、監護委託、治療委託、相談委託があり、併科処分も可能である。そのうち、相談委託は二〇〇〇年には六・二パーセントを占めていたが、二〇一二年には一七パーセントとなり、二〇〇〇年と比して約三倍増加した。⁽³⁸⁾ ①保護観察と相談、②保護観察と社会奉仕、③保護観察の処分を受けた対象者に対する暴力抑制などの介入の効果を比較した研究によると、①保護観察と相談が併科された場合が短期的な効果が高いことが明らかになった。しかし、暴力抑制効果は時間の経過によって減少傾

向にあった。⁽³⁹⁾ 加害者の暴力行為を抑制するためには、長期的・定期的にチェックすることができする方法を講じる必要があると考えられる。

(二) アメリカ合衆国

1 家庭内暴力に対する取組

アメリカ合衆国において家庭内暴力対応に関する三つの連邦法は、児童虐待防止及び治療法（以下では「児童虐待防止法」と表記する、一九七四年制定）、家庭内暴力防止及びサービス法（以下では「家庭内暴力防止法」と表記する、一九八四年制定）、高齢者公正法（二〇一〇年制定）である。三つのうち、最初制定された児童虐待防止法のきっかけになったのは、一九六一年にシカゴで開催された第三〇回アメリカ小児科学会年次第会で発表された「被虐待児症候群（The Bettered Child Syndrome）」という論文である。その後、連邦会議及び多くの州議会において児童虐待対応の立法化に向けた社会運動が展開された。アメリカ合衆国の児童虐待に対する取組は、日韓と比してはるかに早く、一九六〇年代の終わり頃までには、ほとんどの州において児童保護サービス法が制定され、児童虐待やネグレクトの疑いのあるケースの通報を義務化する規定が定められた。一方、家庭内暴力防止法に関しては、児童虐待防止法の立法化にみられたような、特定できるようなきっかけはなかった。しかし、同法立法化の背景には、一九六〇年代から活発化した公民権運動や女性解放運動などがあつたと言えよう。⁽⁴⁰⁾

児童虐待防止法と家庭内暴力防止法が制定された後、一九八〇年後半から一九九〇年代までのアメリカ合衆国の家庭内暴力に対する取組には大きな変化があつた。⁽⁴¹⁾ その変化とは、家庭内暴力への積極的な介入が行われたことである。⁽⁴²⁾ 例えば、警察が家庭内暴力などの軽犯罪を目撃しなかつた場合、犯罪者を令状なしで逮捕するのが難しかつ

たが、令状なし逮捕の要件が「目撃」から「推定」(43)に変わり、家庭内暴力が行われた状況から推定して令状なしで逮捕することができるようになった(令状なし逮捕：Warrantless Arrest)。また、家庭内暴力加害者の逮捕に対する警察の裁量を制限するため(44)、加害者を義務的に逮捕する制度が導入されており(義務的逮捕政策：Mandatory Arrest)(45)、過半数以上の州の警察学校では、家庭内暴力教育を義務化するようになった。結果的に家庭内暴力の加害者が警察によって逮捕される割合が一九九二年には二三パーセントだったが、二〇〇三年には二倍以上増加し五一パーセントになった(46)。さらに、検事は被害者の告訴がなくても家庭内暴力の加害者を起訴することができるようになり(Victimless Prosecution)、州ごとに家庭内暴力で起訴された事件を取り下げることができ(47)るようになり(起訴強制政策：No-drop policy)する州も多い。

2 加害者プログラム

(1) 背景

アメリカ合衆国において、加害者更正・治療プログラム(以下では、単に「プログラム」と表記する)などが導入された背景は、矯正施設の飽和问题と関係がある。一九七〇年後半から一九九〇年代にかけて、州及び連邦刑務所の人口が二倍以上増加し、刑務所等の過剰拘禁問題が発生した。この問題は、刑事司法が直面する最も危機的問題と認識され、その解決が強く求められた(48)。裁判所は、その解決策の一つとして、刑務所の更なる過剰収容を防ぐために、初犯の加害者を刑務所に送り込まない社会的な解決法を追求した。家庭内暴力加害者が初犯である場合、刑務所に収監せず、コミュニティの中で改善更生をする試みも対策として取り入れられてきた。州ごとに異なるが、初犯の家庭内暴力加害者が執行猶予を受けた場合、裁判所が加害者にプログラムを完了するように義務付ける州が多かった(49)。

さらに、社会を悩ませ、家族と子供たちを深く傷つける家庭内暴力を終わらせようとする努力に対して、社会のなから様々な反応が起こってきた。一九七〇年代には犠牲者と子どもたちを保護するために殴られた女性たちの運動が始まり、それが家庭内暴力の法的な処罰のみならず、加害者への治療にまで拡大していった。⁽⁵⁰⁾ 家庭内暴力加害者のプログラムは、暴力被害者女性運動の求めに応じた自発的な男性の反応として始まった。彼らは家父長的信念に基づく女性への暴力に対峙しようとした。最初のプログラムが生まれたのは、ボストン地域シエルトアで働く女性の要求がきっかけである。現在では、こうしたプログラムは総合的・組織的対応の不可欠な部分となっており、裁判所では、保護観察中の家庭内暴力加害者に対する代替刑として、彼らをプログラムに送り込むことが普通となっている。このような動きは、上記で言及した家庭内暴力に対する積極的介入によって促進されたと考えられる。すなわち、令状なし逮捕、義務的逮捕や検察による起訴強制制度などの積極的な介入により、有罪判決を受けた家庭内暴力加害者の人数が増え、⁽⁵¹⁾ 裁判所によるプログラムの参加命令も増加したと考えられる。

(2) 家庭内暴力の介入プログラムの特徴

アメリカ合衆国の家庭内暴力に関する対応策の核心は、刑事司法機関と地域社会の間の相互協力を通じて①被害者の安全を保障し、②加害者に責任を負わせるようにし、③家庭内暴力を社会から根絶するプログラム (Intervention System) が活性化されていることである。アメリカ合衆国のプログラムの内容は多様であるが、認知行動的又は精神治療的アプローチと結合されたフェミニズム的教育モデル⁽⁵²⁾が多用されている。代表的なプログラムは、①ダルース、②EMERGE MODEL、③AMEND MODELである。三つのプログラムは類似の構造であるが、①は、主に早期に介入するためのプログラムであり、②・③は深層的で、強化された集団相談のためのプログラムである。一般的なプログラムの流れは、①申請…刑事司法システムによる加害者との接触、②評価…プログラ

ムに対する加害者の同意に基づいて、虐待、薬物依存、精神的問題その他の問題の危険性を評価、③被害者との接触・パートナーに加害者の情報を告知、④開始教育・指示的・教訓的な性格の教育、⑤集団治療・議論及び怒りの調節、精神治療など、⑥プログラム完了、⑦フォローアップである。⁽⁵³⁾

(3) プログラムの効果

アメリカ合衆国では、家庭内暴力プログラムの拡散とともにプログラムの効果についても関心が強まり、それに関する研究も活発に行われた。家庭内暴力加害者のプログラムの暴力抑制効果についての研究は、やや情報は古いものの、以下の通りである。

まず、プログラム評価報告を全般的にみると、プログラム完了一年後の再犯率は約一五パーセントから五〇パーセントである。⁽⁵⁴⁾ エーデルソンとグルズンスキーの研究によれば、プログラムを完了した者の六ヶ月後から一年後までの再犯率は約三〇パーセントである。⁽⁵⁵⁾ ダットン⁽⁵⁶⁾は、治療を受けなかった加害者が再逮捕される割合は四〇パーセントであることに比して、治療を受けた加害者の場合は四パーセントであったことを明らかにした。⁽⁵⁶⁾ スタイムンは、コミュニケーション介入プロジェクトに参加した加害者がプログラム完了一年後、再逮捕又は裁判所に召喚される割合は、約二〇パーセントであると報告した。⁽⁵⁷⁾ メラニーが五年間にわたって実施した追跡調査によると、加害者の再犯率が約四〇パーセントで他研究と比して高かった。しかし、そのうち有罪判決は、二二パーセントであり、スタイムンが発表した再逮捕率二〇パーセントと類似の数値である。⁽⁵⁸⁾ ダットン⁽⁵⁸⁾（他）が自己報告とパートナーの報告に基づいて、プログラムを完了した加害者の変化を調査したところ、怒りのレベル、暴力の使用、精神的な虐待の程度が低いことが明らかになった。この結果は、プログラムの完了後、二七ヶ月が経った加害者を追跡した結果であり、治療の効果が二七ヶ月間続いていることを示す。⁽⁵⁹⁾ バップスコクによると、プログラムを途中でやめても

再犯率が二三パーセントであったが、刑事処罰だけをうけた加害者の再犯率は六二パーセントであった。⁽⁶⁰⁾

四 日本の加害者対策のあり方について

(一) 家庭内暴力加害者に対する伝統的刑事制裁

家庭内暴力に対する日本の取組は、主として被害者を対象にし、被害者を逃がすことと被害者に対する精神的な相談・治療にかなりの力を注いできた。⁽⁶¹⁾しかし、加害者自身が暴力行為に対する責任を負わず、被害者が家庭を捨てて逃げることを余儀なくされる現状は不平等であると考ええる。さらに、加害者の暴力性向を矯正する取組がない場合、暴力行為の改善が期待できず凶悪化して傷害や殺人にまで至る恐れがある。このような潜在的な犯罪の危険性を除去し、国民を犯罪から保護し、社会の安全を保つことが刑法の重要な役割である。刑法には、規制的功能、秩序維持機能、自由保障機能がある。特に、秩序維持機能は、国家が刑法を手段として犯罪者を処罰し、国家的秩序ないし社会的秩序を維持するというものである。秩序を維持するために刑法がもつ社会的機能としての一般予防機能と特別予防機能は、どちらも欠かせない重要な役割を担っている。すなわち、刑法には、国民一般を犯罪から遠ざけるとともに、すでに罪を犯した者が、再び同じような行為をしないようにする機能を有している、これが一般予防機能と特別予防機能である。⁽⁶²⁾そのうち、暴力の反復・エスカレートの傾向にある家庭内暴力加害者の暴力行為を矯正し、犯罪の再発を予防する特別予防機能が重要な意味をもつ。したがって、家庭内暴力を予防し、再発を防ぐために、より効果的・合理的な刑事的介入策を講じなければならない。本稿において検討した韓国の相談条件付起訴猶予制度、裁判所の保護処分制度、専担警察制度、アメリカ合衆国の義務的逮捕制度、令状なし逮捕、逮捕奨励制度、加害者に対するプログラムへの参加命令などは再発防止に向けた特別予防的観点から行われた具体例で

あるといえよう。

家庭内暴力に取組むため、被害者と加害者を引き離すだけでは、家庭内暴力問題を真に解決したことはならない。すなわち、国家による強制力によって、単に被害者と加害者を引き離しただけでは、真の問題を放置するに等しくなってしまうであろう。⁽⁶³⁾ また、加害者に対して罰金刑、懲役刑などの刑罰を科すことは、被害者の保護・支援にとつては役に立たないだけでなく、例えば、経済的・社会的依存関係にある被害者と加害者においては、むしろ被害者を経済的な苦境に立たせる恐れがある。家庭内暴力加害者の暴力をやめさせ、再犯を防止するためには、加害者の更生にある程度効果を上げている諸外国の取組を検討し、日本における示唆を得る必要があると考えられる。本稿はここまで韓国とアメリカ合衆国の取組について検討した。そこで、以下では日本における加害者対策に関して述べる。

(二) 新たな刑事制裁としての加害者対策

本稿では、家庭内暴力防止のためには、加害者対策が重要であることを何度も強調した。諸外国においては、加害者の暴力行為をやめさせるために、カウンセリング、プログラム参加などの更生を中心にした対策が行われており、その効果も検証されている。しかし、日本では加害者更生プログラムを実施している機関があるが、その参加は法的には義務付けられていない。内閣府の「配偶者からの暴力の加害者更生に関する検討委員会報告書（二〇〇六年六月）」によると、日本のように任意参加によるプログラムを実施した場合、①自分の行動・認識を改善しようとする加害者のみが参加するため、その行為・認識を矯正する必要性が高い加害者の参加を期待することが難しいこと、②相手の復縁を求める口実、裁判における心証を良くしようとするなどプログラムの本来の趣旨と異なる

意図からプログラムを受講する可能性があることなどが問題として指摘されている⁽⁶⁴⁾。家庭内暴力の問題を解決し、新たな被害を防止するために、加害者更生プログラムの義務化及び積極的な活用が必要があると思われる。その方法としては、第一に、矯正施設において加害者プログラムの参加や個別的な指導などを行うようにしなければならない。現在は、矯正施設における家庭内暴力加害者に対する特別な配慮は存在せず、作業中心の矯正処遇を行っている。このような伝統的刑罰の抑止効果については、アメリカ合衆国で数多くの実証的研究によって疑問視されている⁽⁶⁵⁾。家庭内暴力のように暴力がエスカレート、反復する傾向にある犯罪は、加害者の暴力行為を矯正することが重要である。したがって、単なる懲役刑だけでなく、暴力行為の矯正に向けた取組みが必要だと思われる。第二に、暴力の程度が大きい場合や保護命令違反に対しては、懲役刑でなくプログラム参加を義務付ける制度を設けるべきである。軽微な暴力を振るった加害者に対して懲役刑を下すことは、家族の繋がりが絶たれ家族関係の崩壊を招来したり、家族構成員に経済的な窮乏をもたらす恐れがある。また、家庭内暴力の程度が軽微である場合、短期自由刑に処される可能性があるが、短期自由刑は、①収監期間が短いため、教育・改善効果が乏しい、②家族の物質的・精神的な困窮をもたらすのみで、受刑者の釈放後の社会復帰も困難にさせる等の問題点がある⁽⁶⁶⁾。したがってこのような場合、懲役の代替手段としてのプログラム参加について検討する必要がある。また、「家庭内暴力の程度が大きい場合」又は「軽微な暴力」など代替手段の対象となる事案についてその明確な基準を定めなければならない。第三に、家庭内暴力が処罰の対象とならなかった場合であっても、将来的には暴力が発生する危険性が高いため、必要に応じて積極的な介入が求められる。このような観点から、韓国では家庭内暴力専任警察、アメリカ合衆国では義務的逮捕制度、家庭内暴力について専門的な知識を有している人材の養成、令状なし逮捕、検察による起訴強制制度等が施行されている。しかし、このような積極的な介入については検討の余地があり、日本に

においても評価が割れている。例えば、アメリカ合衆国の義務的逮捕については、小島妙子弁護士は、逮捕だけではDV犯罪の予防とならないこと、逮捕に「処罰としての逮捕」という機能を任せることは警察権限濫用のおそれがあることなどから反対している⁽⁶⁷⁾。一方、吉川真美子教授は、アメリカ合衆国では、義務的逮捕が警察官のジェンダーバイアスによる恣意的な逮捕回避を防止し、被害者保護に役に立っているとして賛成している⁽⁶⁸⁾。アメリカ合衆国の家庭内暴力関連制度については、賛否両論ある。さらに、日本とアメリカ合衆国は、法体系が異なるため、今後導入可能性に対する慎重な検討が求められると思う。また、日本において専担警察制度をすぐ導入することは難しく、同制度による家庭内暴力の防止がどのくらい効果を上げているかに対する検証もまだなされていない。したがって、同制度の効果について注視しながら、家庭内暴力に対する警察官の教育を実施し、専門知識を有する者を養成する必要がある。

五 おわりに

日本は、これまで家庭内暴力防止のための様々な取組みを行ってきたが、その件数は増加傾向にある。本稿は、これに対する反省を契機として、日本、韓国、アメリカ合衆国の制度について比較検討を行った。家庭内暴力によって直接被害を受けた者の保護・支援も重要であるが、再犯を防止し、将来の被害を予防することもその対策の一部として重要な意味を持つ。それにもかかわらず、現在日本では、警察段階においても矯正段階においても、家庭内暴力の特性を反映した加害者対策が行われていない。このような問題の解決策を講じるために、本稿ではアメリカ合衆国と韓国の制度について検討した。アメリカ合衆国は、日本と法律体系が異なるため、そのまま受け入れることは難しいだろう。しかし、加害者の暴力行為の改善にある程度効果をあげていることから、日本への示唆は大

さいと考えられる。また、韓国は、家庭内暴力加害者の改善のため、警察の権限強化、検察の相談付起訴猶予制度、裁判所の家庭保護事件の制度を通じて日本より積極的に取り組んでいるため、参考とする必要があると思う。

- (1) 信田さよ子「DV加害者へのアプローチ―DV加害者更生プログラムの実践経験から」保険の科学第五六巻第一号（二〇一四）三一頁、朴元奎「ファミリーバイオレンスの加害者への対応策の現状と課題」刑法雑誌第五〇巻第三号（二〇一四）四三二頁以下。
- (2) 短期自由刑の弊害については、木村裕三＝平田新「刑事政策概論第四版」（成文堂、二〇〇八）二二八頁、大谷實『刑事政策講義』（弘文堂、二〇〇九）二二九頁以下、斉藤静敬＝覺正豊和『刑事政策論』（八千代出版、二〇一一）一一〇頁以下、川出敏裕＝金光旭『刑事政策』（成文堂、二〇一二）八四頁以下参照。さらに、暴力をふるわれても多くの被害者は加害者から分離されることについて不安や悩みを抱えている。暴力をふるわれて離婚や別居をすることを考えた者の不安や悩みについて調査した結果によると、「収入がなく、生活していく目途が立たないと思った」「別れても行くところがないと思った」といった答えが多かった。坂本佳鶴恵「ファミリー・バイオレンスの特性をめぐって」刑法雑誌第五〇巻第三号（二〇一一）四〇三頁。
- (3) 法執行研究会編『法はDV被害者を救えるか―法分野協働と国際比較（日弁連法務研究財団書）』（商事法務、二〇一三）二二九頁以下。
- (4) 川上千佳「我が国におけるDV加害者への取り組みの現状」奈良女子大学社会学論集第一〇号（二〇一三）一六二頁。
- (5) 事後予防とは、犯罪・非行の発生後に善後策として、将来に発生する犯罪を予防することをいう。通常、犯罪・非行を行った者に対して、種々の犯罪原因を究明し、この者の改善・更生、社会復帰を図って、再犯を予防するもので、特別予防ともよばれる。守山正＝安部哲夫「ビギナース刑事政策」（成文堂、二〇一一）五六頁以下。
- (6) 那須修『警察実務家による「刑事法」講義ノート』（立花書房、二〇〇八）二七四頁以下。
- (7) 朴元奎・前掲注（1）・四三〇頁、法務総合研究所研究部報告二四「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」（二〇一三）二二〇頁以下。
- (8) 従来、刑事施設内の処遇を規律する基本法は、一九〇八年に施行された監獄法であった。同法の改正案である刑事施

設法案は、行刑の近代化・国際化・法律化という三つの原則を改正の指針とするものであったが、日本弁護士連合会の反対が強く、結局、廃案となっている。ところが、二〇〇二年から翌年にかけて名古屋刑務所における受刑者死傷事案が明らかになり、これを契機として、行刑運営上の問題に対する社会的関心が高まり、監獄法の全面改正が強く促され、二〇〇六年に「刑事収容施設法」が成立した。川出敏裕・金光旭・前掲注(2)一五五頁以下。

(9) 朴元奎・前掲注(1)・四三〇頁、法務総合研究所研究部報告二四・前掲注(7)・二一六頁以下。

(10) 朴元奎・前掲注(1)・四三一頁。

(11) この類型の区分は、①シンナー等乱用対象者、②覚せい剤事犯対象者、③暴力団関係対象者、④暴走族対象者、⑤性犯罪等対象者、⑥精神障害等対象者、⑦中学生対象者、⑧校内暴力対象者、⑨無職等対象者、⑩家庭内暴力対象者である。(12) 宍倉悠太「保護観察処遇に関する一考察：我が国における成人の刑の執行猶予者を中心に」早稲田大学社会安全政策研究所紀要(二〇〇九)三〇六頁。

(13) 松本勝編『更生保護入門』(成文堂、二〇一一)八五頁以下。

(14) 朴元奎・前掲注(1)・四三一頁以下。

(15) 認知行動療法センターなどによると認知行動療法とは、認知に動きかけて気持ちを楽しめる精神療法(心理療法)の一種である。認知は、ものの受け取り方や考え方を意味する。ストレスを感じると悲観的に考え、問題を解決できない心情となるが、認知行動療法では、こうした考え方のバランスをとってストレスに上手く対応できるこころの状態をつくる治療をするものである。

(16) 法務省『犯罪白書平成二四年版』参照。

(17) 犯罪白書によると専門的処遇プログラムの受講者数は、二〇一二年において、性犯罪者処遇プログラムが八五〇人、覚せい剤事犯者処遇プログラムが三四四人、暴力防止プログラムが二五九人、飲酒運転防止プログラムが四二四人である。

(18) 朴元奎・前掲注(1)・四三三頁以下。

(19) ジョンヒョンミ「家庭暴力特例法の問題点と改正方向」法学論集第一七巻第二号(二〇一一)一四〇頁以下。

(20) 韓国警察署ホームページ参照 <http://www.police.go.kr/portal/bbs/view.do?bbsId=B0000011&ntId=15757&menuNo=200067>、最終の検索日：二〇一四年七月三日。

- (21) 犯罪白書によると起訴率は、家庭内暴力処罰法の施行早期であった一九九八年後半が三一・八パーセントと最も高く、一九九九年以降減少しており、二〇〇九年には一〇・四パーセントになっている。
- (22) ジョンヒョンミ・前掲注(19)・一四一頁以下。
- (23) シンドンイル・ファンジテ「相談条件付起訴猶予制度の性別影響分析評価」刑事政策研究院(二〇〇四)四〇頁以下。
- (24) 相談条件付起訴猶予制度の対象事件の範囲は、罪質や刑罰の必要性という起訴猶予制度の一般的基準とは異なり、被害者の意思が最も重要な基準となっている。しかし家庭内暴力被害者の意思を判断する際、被害者が心理的に抑圧され、真正な意思表示が不可能な場合があるため、真正な意思であるか否かを確認しなければならぬだろう。
- (25) キムウンフェ『家庭暴力犯罪』(白山出版社、二〇〇八)二九四頁以下。
- (26) キムウンキョン「現行家庭暴力対応立法体系に対する批判的省察」法務研修院・韓国刑事政策研究院(二〇一三)六八頁以下によると、全体の加害者に対する割合は、二〇〇七年に約一・四パーセント、二〇〇八年に三・四パーセント、二〇〇九年に三・一パーセント、二〇一〇年に四・二パーセントであった。
- (27) 相談時間は、一級四〇時間(二〇回)、二級二〇時間(一〇回)、三級一〇時間(五回)であり、期間は三ヶ月から六ヶ月の範囲で行われる。また、検察官の要請や相談所の決定によって期間を一ヶ月(相談は二回)ごとに延長することができる。相談が終了すると相談所は二週間以内に「相談結果通報書」を主任検察官に提出する、シンドンイル・ファンジテ・前掲注(23)・四一頁以下。
- (28) 家庭内暴力事件を担当した主任検事は、家庭内暴力相談所の諮問を受け、相談を条件に起訴猶予処分をすることが適当であると認められる場合、書式による被疑者同意書を添付して相談所に家庭内暴力行為者と被害者に対する相談依頼をする。相談依頼を受けた相談所は、七日以内に担当者指定し、家庭内暴力加害者と被害者を事前面談して対象者の相談適格及び相談期間、計画などについて意見を示した「家庭内暴力事件面談意見書」を主任検事に送付する。主任検事は、相談所の意見書を検討し、相談が家庭内暴力被害者と加害者に役に立つと判断する場合、起訴猶予処分を下す。
- (29) そのうち、二二件は、過去再犯経歴が一回から一〇回までである場合であった。
- (30) シンドンイル・ファンジテ・前掲注(23)・一一八頁以下。
- (31) チャンヒスク他「家庭暴力加害者矯正・治療プログラム及び相談条件付起訴猶予の制度分析を通じた政策方案研究」

韓国女性家族部研究報告(二〇一〇)二三三四頁以下。

(32) 相談条件付起訴猶予処分を受けた者の再犯率に關して、警察に立件された件数は含まれていなかったため、実際には再犯率がより高い可能性もある。ジョジュウン『家庭暴力犯罪の処罰等に関する特例法』上家庭暴力行為者対象相談案件付起訴猶予の立法影響分析』(大韓民国国会、二〇一三)一六頁以下。

(33) 暴行致死傷罪は、韓国刑法第二六二条に規定されており、人を傷害の故意を持たずに暴行し死傷の結果が発生することによって成立する結果的加重犯である。ソンドングォン『刑法各論』(栗谷出版社、二〇〇四)二九頁。

(34) キムジャヨン「家庭暴力防止のための効率的な方案に關する考察―受講命令制度、賠償命令制度及び親権制限を中心」保護觀察第一一卷第二号(二〇一一)一五一頁以下。

(35) 家庭保護事件の管轄裁判所は、家庭内暴力行為者の行為地、居住地などの家庭裁判所であるが、家庭裁判所がない地域においては、地方裁判所が担う。

(36) 韓国法院行政処『司法年鑑』参照。

(37) 家庭保護事件の不処分率は、二〇〇八年三四・三パーセント、二〇〇九年三一・二パーセント、二〇一〇年三三・五パーセントであった。イミジョン他「家庭暴力・性暴力被害者支援強化のための連絡課題開發」韓国女性政策研究院(二〇一三)一〇頁。

(38) 相談委託件数は、二〇〇〇年二八五件、二〇〇一年三四八件、二〇〇二年四四八件、二〇〇三年三三二件、二〇〇四年四八二件、二〇〇五年六五〇件、二〇〇六年七八三件、二〇〇七年七〇三件、二〇〇八年五八六件、二〇〇九年八四五件、二〇一〇年七三五件、二〇一一年五〇一件、二〇一二年六二七件であった。

(39) チャンヒスク「家庭暴力犯罪に対する司法府介入の効果」社会福祉研究(二〇〇七)八四七頁以下、チョンユヒソンエチヨル「家庭暴力加害者受講命令プログラムの効果検証―短期再犯追跡研究」保護觀察第一三卷第二号(二〇一三)六二頁で再引用。

(40) 多々良敏夫他(訳)『家庭内暴力の研究―防止と治療プログラムの評価』(福村出版、二〇一一)11頁以下。

(41) このような変化は、「殴られた女性たちの運動(Battered women's movement)」が影響を与えており、同運動は親密なパートナーによる暴力が犯罪として認識されるように重要な役割を担った。Bethany J. Price & Alan Rosenbaum,

- Batterer Intervention Programs: A Report from the Field, 757, VIOLENCE AND VICTIMS 24 (2009).
- (42) アメリカ合衆国では、家庭内暴力の被害者から積極的な介入が求められたが、警察は介入を躊躇していた。しかし、その転換点となったのがミネアポリス実験である。ミネアポリス実験とは、一九八一年から一九八二年に行われた無作為抽出された単純暴行のDV加害者に対し、①逮捕、②加害者と被害者の説得・調停、③加害者に対する一時的な退居命令などの対応をとり、半年後にその再犯率を調べるとの実験であった。この実験の結果により逮捕された加害者の再犯率が最も低いことが明らかになり、DV加害者逮捕の有効性を科学的に示すものとして政策転換に根拠を与えるようになった。谷田川知恵「アメリカ積極的逮捕政策への転換」岩井宜子『ファミリー・バイオレンス』（尚学社、二〇一〇）二二二頁以下。
- (43) Robert C. Davis & Barbara E. Smith & Heather J. Davies, *Effects of No-drop Prosecution of Domestic Violence upon Conviction Rates*, 2, JUSTICE RESEARCH AND POLICY 3 (2011).
- (44) 義務的逮捕制度が導入される前、多くの警察は配偶者暴力を法執行機関（警察）の支援が不必要な私的問題として認識した。警察は女性被害者の陳述を軽視し、加害者の逮捕について恣意的な判断をした結果、警察へ通報した後で被害者がさらに暴力を振るわれるケースが少なくなかった。このような事態を防ぐため最初にオレゴン州において義務的逮捕が定められた。義務的逮捕法により、家庭内暴力加害者の逮捕に対する警察の裁量は認められなくなった。すなわち、警察は被疑者に犯罪の嫌疑があり、逮捕の要件がそろった場合には、その被疑者を逮捕しなければならない。現在、全ての州において、同制度を施行しているため、家庭内暴力事件が発生する場合、警察は令状なしで逮捕することができる。
- Alexandra Pavlidakis, *Mandatory arrest: past its prime*, 1202, SANTA CLARA LAW REVIEW VOLUME 49 (2009).
- Victoria Frye & Mary Haviland & Valli Rajah, 397, *Dual arrest and other unintended consequences of mandatory arrest in New York city*, JOURNAL OF FAMILY VIOLENCE 22 (2007).
- David Hirschel & Eve Buzawa & April Pattavina & Don Faggiani, *Domestic violence and Mandatory arrest law: To what extent do they influence police arrest decisions*, 255, JOURNAL OF CRIMINAL LAW AND CRIMINOLOGY 98 (2007).
- (45) Robert C. David & Barbara E. Smith & Heather J. Davies, *supra* note 44, at 2.
- (46) チャンピスニック他・前掲注(31)・二二頁以下。

- (47) アメリカ合衆国主な警察庁一四二箇所のうち、約六六パーセントが起訴強制政策を実施している。Robert C David & Barbara E Smith & Heather J Davies, *supra* note 44, at 3.
- (48) 刑事立法研究会『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』(現代人文社、二〇一二)三〇一頁以下。
- (49) 法務総合研究所研究部報告二四・前掲注(7)・二二一〇頁以下。
- (50) ALBERT R. ROBERT & KAREL KURST-SWANGER, HANDBOOK OF DOMESTIC VIOLENCE INTERVENTION STRATEGIES 127 (2002). MO YEE LEE & ADRIANA UKEN & JOHN SEBOLD, SOLUTION-FOCUSED TREATMENT WITH DOMESTIC VIOLENCE OFFENDERS 463 (2004) を再引用。
- (51) Robert C. Davis & Bruce G. Taylor, *Does Batterer Treatment Reduce Violence? A Synthesis of the Literature*, 70, THE HAWORTH PRESS (1999). Bethany J. Price & Alan Rosenbaum, *Batterer Intervention Programs: A Report from the Field*, 757, VIOLENCE AND VICTIMS 24 (2009).
- (52) フェミニズム的視点に基づいたプログラムは、加害者に性的平等を再認識させ、自分の虐待行為に責任を持たせることを目標とする。個人的視点に基づいたプログラムは、加害者の個人的病理と生育歴が暴力の根本的な原因であるとする。家族システムのアプローチは、家庭内暴力を相互作用と関係性の両視点からとらえる。
- (53) キムウンギョン「家庭暴力犯罪対応動向と政策提言―外国の立法及び政策動向を中心に」韓国刑事政策研究院(二〇〇三)八九頁以下。
- (54) MO YEE LEE & ADRIANA UKEN & JOHN SEBOLD, *supra* note 51, at 183.
- (55) Edleson L. Edleson & Roger J. Gruznszki, *Treating men who batter: Four years of outcome data from the Domestic Abuse Project*, 3, JOURNAL OF SOCIAL SERVICE RESEARCH 12 (1988).
- (56) タットンの調査は、一六週間の治療プログラムを完了した五〇名の男を対象に三年間行われた。Donald G. Dutton, *The outcome of court-mandated treatment for wife assault: A quasi-experimental evaluation*, 163, VIOLENCE AND VICTIMS 1 (1986).
- (57) この再犯率は、一八三件の家庭内暴力事件の加害者と被害者を対象に調査したものである。Michael Steinman, *Evaluating a System-wide Response to Domestic Abuse: Some Initial Findings*, 172, JOURNAL OF CONTEMPORARY

- CRIMINAL JUSTICE 4 (1988).
- (85) 々の調査は、ダブリンプログラムを定めた100名を対象に行われており、対象者のうち、三九名が再逮捕された。Melanie Shepard, *Predicting batter Recidivism Five Years After Community Intervention*, 174, JOURNAL OF FAMILY VIOLENCE 7 (1992).
- (86) Donald G. Dutton & Mark Bodnarчук & Randall Kropp & Stephen D. Hart & James R. P. Ogloff, *Wife Assault Treatment and Criminal Recidivism : An 11-year Follow-up*, 9, INTERANTIONAL JOURNAL OF OFFENDER THERAPY AND COMPARATIVE CRIMINOLOGY 41(1997), Robert M. Sartin & David J. Hansen & Matthew T. Huss, *Domestic Violence Treatment Response and Recidivism: A Review and Implication for the Study of Family Violence*, 429, AGGRESSION AND VIOLENT BEHAVIOR 11(2006) を再引用。
- (88) Julia C. Babcock & Ramalina Steiner, *The Relationship Between Treatment Incarceration and Recidivism of Battering: A Program Evaluation of seattle's Coordinated Community Response to Domestic Violence*, 46, JOURNAL OF FAMILY PSYCHOLOGY 13 (1999).
- (61) 信田さよ子・前掲注(1)・三三三頁。
- (62) 佐久間修『刑法総論』(成文堂、二〇一四) 四頁。
- (63) 細井洋子・西村春夫・高橋紀夫『修復的正義の今日・明日―後期モダニティにおける新しい人間観の可能性』(成文堂、二〇一〇) 五三頁。
- (64) 特定非営利活動法人女性ヘルプネットワーク・福島県新社会推進部男女共同参画推進課「DV加害者対策等に関する調査研究報告書」(二〇〇九) 四五頁。
- (65) 朴元奎・前掲注(1)・四三五頁以下。
- (66) 齊藤静敬『覺正豊和・前掲注(2)・一二〇頁以下。
- (67) 小島妙子『ドメスティック・バイオレンスの法―アメリカ法と日本の挑戦』(信山社、二〇〇二) 一四〇頁以下。
- (68) 吉川真美子『ドメスティック・バイオレンスとジェンダー―適正手続と被害者保護』(世織書房、二〇〇七)、岩井直子・前掲注(42)・二三五頁以下で再引用。